

川崎市訓令第3号

庁中一般

各 かい

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市公文書管理規程（昭和36年川崎市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第28条の4に次のただし書を加える。

ただし、総務企画局長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。